

平成 26 年 3 月 29 日

患者の皆さんへ

消費税増税に伴うお知らせ

このたびは、消費税改正法により、消費税が 5%から平成 26 年 4 月 1 日以降 8%となります。当院における消費税の取り扱いについては、下記のとおりご案内申し上げます。

記

- ① 消費税増税に伴っての税抜き本体価格に変更はございません。
- ② 自由（自費）診療における消費税率においては下記の内容に順じます。
自由診療 現行（5%）→平成 26 年 4 月 1 日以降（8%）
例：TEK（仮歯） 現行 1050 円（税込）→1080 円（税込）
- ③ 他に販売しております物品における消費税率においては下記の内容に順じます。
現行（本体価格のみ）→平成 26 年 4 月 1 日以降（8%）
例：歯ブラシ 現行 300 円（本体価格のみ）→324 円（税込 8%）

※当院では平成 3 年 2 月 2 日の開院以来、物品につきましては本体価格（定価）にて販売してまいりましたが、消費税の引き上げに伴い、消費税率 8%を適用させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

ご不明な点などがございましたらお気軽にお尋ねください。

鈴木歯科医院
鈴木亮人